

Dバンク支店景品規定

Dバンク支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。

第1条 口座開設

1. 対象となるお客さま

Dバンク支店の総合口座を開設したお客さま

2. 進呈する景品

景品としてお客さまに500円を進呈します。

3. 景品の進呈時期、進呈方法

原則として口座開設の翌々月までにお客さまのDバンク支店普通預金口座に入金することにより進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第2条 SURUGA Visaデビットカード

1. 対象となるお客さま

キャッシュバックする時点でSURUGA Visaデビットカード会員であるお客さま

2. キャッシュバック金額

景品としてお客さまにキャッシュバックする金額は、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、SURUGA Visaデビットカードのご利用金額(国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分を含みます。)に応じて、次のとおりとなります。

前年のご利用金額×0.2%

3. キャッシュバック時期、方法

原則として翌年1月にお客さまのDバンク支店普通預金口座に入金することによりキャッシュバックします。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第3条 スペシャルギフト付き定期預金

1. 対象となるお客さま

スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま

2. 抽せん方法

(1)当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書又はインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。

(2)当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。

(3)スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。

(4)抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行います。

(5)当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

3. 景品

(1)抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品及び2等景品とします。景品の詳細はインターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

(2)1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されている場合、当せんされたお客さまは、1等又は2等景品の中から任意の景品を選択できます。

(3)景品の選択にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。

4. 景品の進呈方法

当せんされたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達した場合には、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

第4条 ジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま

ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証票の種類、進呈頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)の種類、進呈頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて年1回、5枚。
300万円	①ドリームジャンボ宝くじ ②サマージャンボ宝くじ ③年末ジャンボ宝くじ	①②の宝くじについて年1回ずつ、各5枚。 ③の宝くじについて年1回、10枚。
600万円		①②の宝くじについて年1回ずつ、各10枚。 ③の宝くじについて年1回、20枚。
900万円		①②の宝くじについて年1回ずつ、各15枚。 ③の宝くじについて年1回、30枚。

(2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 宝くじの進呈基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入をされているお客さまに進呈します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ進呈期間

宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について進呈し、この預金が続続された場合には宝くじの進呈も継続します。

5. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。通知書にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

6. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの当せん金の換金期限到来後に当社にて廃棄します。お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

7. 中途解約時の注意

宝くじ進呈の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入残高があっても、その後前項の「通知書」の発送

までに中途解約された場合は、宝くじの進呈を中止することがあります。

また、定期預金預入れ後、短期間での中途解約を複数回繰り返した場合、又は当社が不適切な取引と判断した場合には、定期預金口座の作成を停止又は解約をさせていただく場合がございます。

8. 当せん金について

お客さまに進呈した宝くじの抽せん結果(「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」を含む)の確認は、当社がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。

当せん金は、Dバンク支店普通預金口座に自動的に振込いたします。(抽せんから1か月以内)

宝くじの当せん金の受取り前にお客さまの都合で当せん金受取口座を解約された場合、その他当せん金の入金ができない事情があると当社が判断する場合には、お客さまの当せん金の請求権は消滅するものとし、当社及びみずほ銀行は、本当せん金が振り込まれないことについての一切の責任を負いません。

9. 「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんにはずれ、翌年9月2日に行われる「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合、みずほ銀行から直接、景品を送付します。なお、送付先は基準日におけるお客さまのお届け住所とします。

なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により、「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品が送付できなかったときは、当社及びみずほ銀行は、お客さまに景品をお届けできなかったことによる一切の責任を負いません。抽せんにはずれた宝くじは、当社又はみずほ銀行で処分します。

10. 個人情報について

宝くじの当せん金や「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品の進呈のため、お客さまの住所、氏名、口座番号の個人情報を当社及び宝くじの保護預かり業務の委託先であるみずほ銀行で利用させていただきます。ただし、これらの情報は、宝くじの当せん金や景品の進呈に係る業務の範囲に限り利用するものとします。

11. 譲渡・質入れの禁止

宝くじを受領する権利及びその宝くじから生じる権利、その他この規定に係る一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することができません。

第5条 ジャンボ宝くじ付き年金受取サービス

1. 対象となるお客さま

毎年4月に、当社が公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)と認識できる10万円以上の入金があったお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)、及び進呈枚数は次のとおりとします。

宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
ドリームジャンボ宝くじ	5枚

(2) 前項で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただき、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。通知書にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

4. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの当せん金の換金期限到来後に当社にて廃棄します。

お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。また、「通知書」で

は、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

5. 当せん金について

お客さまに進呈した宝くじの抽せん結果(「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」を含む)の確認は、当社がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。

当せん金は、Dバンク支店普通預金口座に自動的に振込いたします。(抽せんから1か月以内)

宝くじの当せん金の受取り前にお客さまの都合で当せん金受取口座を解約された場合、その他当せん金の入金ができない事情があると当社が判断する場合には、お客さまの当せん金の請求権は消滅するものとし、当社及びみずほ銀行は、本当せん金が振り込まれないことについての一切の責任を負いません。

6. 「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんにはずれ、翌年9月2日に行われる「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合、みずほ銀行から直接、景品を送付します。なお、送付先は基準日におけるお客さまのお届け住所とします。

なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により、「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品が送付できなかったときは、当社及びみずほ銀行は、お客さまに景品をお届けできなかったことによる一切の責任を負いません。抽せんにはずれた宝くじは、当社又はみずほ銀行で処分します。

7. 個人情報について

宝くじの当せん金や「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品の進呈のため、お客さまの住所、氏名、口座番号の個人情報を当社及び宝くじの保護預かり業務の委託先であるみずほ銀行で利用させていただきます。ただし、これらの情報は、宝くじの当せん金や景品の進呈に係る業務の範囲に限り利用するものとします。

8. 譲渡・質入れの禁止

宝くじを受領する権利及びその宝くじから生じる権利、その他この規定に係る一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することができません。

第6条 口座振替サービス、給与振込、年金受取

1. 対象となるお客さまと景品進呈条件

以下のいずれかのお取引が月1回以上あったお客さまを対象とします。

(1) 口座振替

口座振替があったお客さま(キャッシュレス決済へのチャージなど、即時引落しとなる取引は対象外)

(2) 給与振込

当社が給与と認識できる1回あたり3万円以上の入金があったお客さま

(3) 年金受取

当社が公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)と認識できる1回あたり3万円以上の入金があったお客さま

2. 景品の進呈内容

前項の条件を満たしたお客さまに対し、月間の普通預金平均残高に応じて次のとおり現金を進呈します。

普通預金平均残高	進呈金額
50万円以上	100円
100万円以上	200円
200万円以上	400円
300万円以上	600円
400万円以上	800円
500万円以上	1,000円

3. 景品の進呈時期、進呈方法

原則として、対象となるお取引があった翌月20日(休業日の場合は翌営業日)にお客さまのDバンク支店普通

預金口座に入金することにより進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第7条 Dream Step

1. 対象となるお客さま

Dream Stepをご契約し、第3項に定める条件を満たしているお客さま

2. 景品とする宝くじの種類、進呈頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまに進呈する宝くじの種類、進呈頻度、枚数は、次のとおりです。

宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
ドリームジャンボ宝くじ	10枚※

※進呈する宝くじの種類(連番・バラ)はご指定いただけません。

(2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 宝くじの進呈基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在で進呈条件を満たされているお客さまに進呈します。

基準日	進呈条件
3月31日	基準日時点において、「積立定期預金」「SURUGA Visaデビットカード」「自動貸越サービス」(又は「目的別ローン<カード型>」)のすべてをご契約いただいております、かつ次の①又は②のいずれかに合致しているお客さま ①基準日時点における「積立定期預金」の残高が50万円以上 ②基準日時点における「自動貸越サービス」(又は「目的別ローン<カード型>」)の残高が30万円以上

4. 宝くじ等の進呈の中止

前項の進呈条件を満たしているお客さまについても、当社との取引状況等の理由により、当社の判断で所定の宝くじ、又は上記2. (2)で定めるその他景品を進呈しないことがあります。この場合、お客さまに対し、特に通知は行いません。

5. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただき、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。通知書にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

6. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、当該宝くじの当せん金の換金期限到来後に当社にて廃棄します。お客さまが当社に対して案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

7. 当せん金について

お客さまに進呈した宝くじの抽せん結果(「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」を含む)の確認は、当社がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。

当せん金は、Dバンク支店普通預金口座に自動的に振込いたします。(抽せんから1か月以内)

宝くじの当せん金の受取り前にお客さまの都合で当せん金受取口座を解約された場合、その他当せん金の入金ができない事情があると当社が判断する場合には、お客さまの当せん金の請求権は消滅するものとし、当社及びみずほ銀行は、本当せん金が振り込まれないことについての一切の責任を負いません。

8. 「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんにはずれ、翌年9月2日に行われる「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合、みずほ銀行から直接、景品を送付します。なお、送付先は基準日におけるお客さまのお届け住所とします。

なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により、「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品が送付できなかったときは、当社及びみずほ銀行は、お客さまに景品をお届けできなかったことによる一切の責任を負いません。抽せんにはずれた宝くじは、当社又はみずほ銀行で処分します。

9. 個人情報について

宝くじの当せん金や「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品の進呈のため、お客さまの住所、氏名、口座番号の個人情報を当社及び宝くじの保護預かり業務の委託先であるみずほ銀行で利用させていただきます。ただし、これらの情報は、宝くじの当せん金や景品の進呈に係る業務の範囲に限り利用するものとします。

10. 譲渡・質入れの禁止

宝くじを受領する権利及びその宝くじから生じる権利、その他この規定に係る一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することができません。

第8条 景品の確認

1. スペシャルギフトについて

景品の発送にあたっては、厳正な管理及び登録をしています。送付された景品は、必ず到達直後直ちにお客さまご自身で確認をしてください。万一、景品の内容が相違していると思われる場合には、景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、景品到達後11日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。また、景品が配達された際にお客さまが不在であったため、景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行ってください。

2. キャッシュバック及びその他現金特典入金について

キャッシュバック及びその他現金特典入金にあたっては、厳正な管理及び記録をしています。キャッシュバック及びその他現金特典入金金額は、必ずそれぞれの特典が入金された直後にお客さまご自身で確認をしてください。万一、進呈の内容が相違していると思われる場合には、進呈日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における特典進呈の記録と照合し、対応させていただきます。なお、進呈後11日目以降は記録との照合及び対応は行いません。また、特典進呈時点でDバンク支店の口座を解約されている場合には特典進呈の対象とはなりません。

第9条 景品の変更

景品は、その価格変動又は経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。

第10条 商品の取扱中止・変更について

Dバンク支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止又は変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。

第11条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取り扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

第12条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

第13条 休眠預金に関する取扱い

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ等の景品を付与しません。

第14条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合
- (2) 通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合

以上
(2026年8月1日現在)

附則

第1条 適用期日

第4条2項(1)の規定(新規定)は2023年11月16日から適用します。

第2条 経過措置

第4条2項(1)の規定(新規定)は以下の定期預金に適用されます。

①2023年11月16日以降に新規に預入れされる定期預金。

②2023年11月15日以前に預入れされた定期預金において、2023年11月16日以降に満期日を迎え自動継続される定期預金。

2023年11月15日までに満期日を迎え自動継続される定期預金は、当該自動継続後に初めて満期日を迎える日まで第4条2項(1)の規定(旧規定)が適用されます。

【第4条2項(1)新旧規定】

預入金額	【新規定】		【旧規定】	
	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて 年1回、5枚。	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚
300万円	①ドリームジャンボ宝くじ ②サマージャンボ宝くじ ③年末ジャンボ宝くじ	①②の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚。 ③の宝くじについて 年1回、10枚。	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚
600万円		①②の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚。 ③の宝くじについて 年1回、20枚。		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚
900万円		①②の宝くじについて 年1回ずつ、各15枚。 ③の宝くじについて 年1回、30枚。		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚

以 上